

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律

案要綱

一 政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、この法律の施行後三年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする事。

(第一項関係)

二 政府は、一の見直しを行うに当たっては、規制は原則として撤廃するものとする事。

(第二項関係)

三 二にかかわらず、一の見直しの結果、規制を撤廃しないこととする場合には、政府は、その理由を国会に報告するものとする事。

(第三項関係)

四 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)